

防 災 対 策 の 推 進

消防施設及び緊急消防援助隊の整備推進について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設の整備について必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- このようなことから、災害拠点となる消防施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の早期改築・改修が求められており、これらの改築・改修事業の計画的な推進が喫緊の課題とされています。
- 国では、大規模な地震災害や特殊災害などへの対応力を強化するため、緊急消防援助隊の増強整備を進めており、このたび発生した東日本大震災では、国からの要請に基づき、被災地に向けて本市からも緊急消防援助隊を派遣し、活動してきたところです。今回のような大規模な災害等に即応するためには、消防車両等の装備の充実強化とともに、緊急消防援助隊の円滑な運営のための消防救急無線の広域化・共同化事業（デジタル化）を早期に推進する必要があります。

■ 費用

- 平成24年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約3億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約6億円

■ 効果等

- 整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業概要	幸消防署	改 築 (解体工事等)			
	臨港消防署	改 築 (本体工事等)	改 築 (本体工事等)		
	出張所	栗木出張所	新 設 (設計等)	新 設 (本体工事等)	
		柿生出張所		改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)
	合計 (概算)	5億円	6億円	3億円	3億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業概要	消防自動車等	13台	5台	14台	9台
	救急車	3台	5台	4台	5台
	合計 (概算)	6億円	8億円	6億円	7億円

東日本大震災の発生に伴い緊急消防援助隊を派遣



(宮城県内での活動)



(東京電力福島第一原子力発電所内での活動)

消防・救急無線の広域化・共同化（デジタル化）に係る費用等

区 分		平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	費用(概算)
整備区分	共同整備分 (共通波)	基本設計		実施設計	整備工事			運用開始	3億円
	単独整備分 (活動波)	基本設計	実施設計		整備工事		運用開始		14. 5億円
	合計 (初期費用)	5百万円	4千万円	5百万円	17億円				17.5億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2553
消防局警防部指令課 TEL 044-223-2639

地域防災力の強化について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 重要な情報伝達手段である防災行政無線再整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 災害に備え物資を保管する備蓄倉庫の設置に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」においては、地震や津波による甚大な被害が生じ、多くの方が亡くなるとともに、現在も避難所での生活を余儀なくされています。
- 本市においても、津波警報の発令や駅前等における帰宅困難者の滞留などが発生し、その対策として、防災行政無線による津波への注意喚起や交通機関の状況等を放送したり、多くの備蓄物資の抛出などを行いました。
- 防災行政無線については、災害や武力攻撃事態などが発生した場合に、市民や駅前等の帰宅困難者に迅速かつ的確に情報を提供するための重要な手段となります。
- また、いわゆる国民保護法第47条第2項において、国が発令する武力攻撃事態等に関する警報を市町村長は、サイレン、防災行政無線などの手段を活用し、市民等に伝達するよう努めなければならないとされています。
- さらに、既存のアナログ方式による市町村防災行政無線を機器更新する際には、国の方針により、デジタル方式による再整備が求められていますので、所要の財政措置を要望するものです。
- 備蓄については、避難所生活に必要な食料、生活必需品のみならず、帰宅困難者発生への応急対策としての備蓄物資の抛出は不可欠であることから、備蓄量の増加及び備蓄物資保管場所の確保は緊急の課題となっています。
- 国の「消防防災施設整備費補助金交付要綱」で、「備蓄倉庫」の工事費等が補助対象となっていますが、延べ床面積30㎡以上が基準となる等、都市部である本市の現状と適合していない実態があり、補助対象要件の見直しを要望するものです。

■ 費用

防災行政無線設備整備事業：約16億円、備蓄倉庫整備事業：約9億円

■ 効果等

防災行政無線再整備による情報伝達能力の強化、並びに、備蓄倉庫の整備による避難者及び帰宅困難者への対応を強化することにより、地域防災力の向上を図り、これにより、143万市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、被害の軽減を図るものです。

同報系防災行政無線のデジタル化再整備

同報系防災行政無線をデジタル方式により再整備します。

同報系防災行政無線デジタル化再整備

災害発生や避難に関する情報を迅速かつ的確に市民へ提供することを目的に、昭和62年にアナログ方式で運用を開始した同報系防災行政無線について、デジタル方式により再整備を行います。

その結果、総務省消防庁から全国瞬時警報システム(J-ALERT)により発せられる情報を始め、災害等に関する様々な情報の自動放送が可能となります。

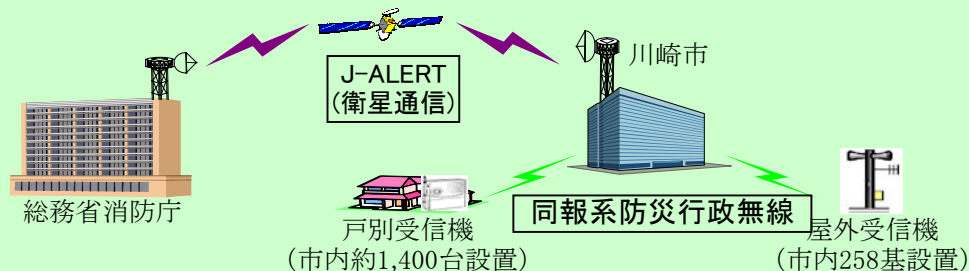
事業総額 1,582,517千円

整備スケジュール

○平成24年度：詳細設計 15,750千円

○平成25年度：固定局＋屋外受信機138基更新(99,842千円/年×10年リース=998,427千円)

○平成26年度：屋外受信機104基更新 (56,834千円/年×10年リース=568,340千円)



独立型備蓄倉庫整備計画

地域防災拠点である中学校を中心に順次、独立型備蓄倉庫を設置します。

地域防災拠点

避難収容機能をはじめ、物資備蓄、応急医療救護、情報収集伝達機能を持つ施設として、各市立中学校を指定しています。当該施設の整備の必要性は、地域防災計画において明記されています。

整備方針

○地域防災拠点(市立中学校)を中心に順次、独立型備蓄倉庫の整備を推進します。
また、避難所(市立小学校等)においても、備蓄倉庫の確保を図ってまいります。

避難所
174ヶ所

	整備済	未整備
中学校	28	23
小学校	7	105
避難所(小・中学校以外)	1	10
計	36	138

未整備138ヶ所 × 6,440千円 = 888,720千円

(1棟あたりの整備費)

この要請文の担当課／総務局危機管理室対策担当 TEL 044-200-2923
／総務局危機管理室予防担当 TEL 044-200-2842

快 適 環 境 施 策 の 推 進

公園等整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

生田緑地、等々力緑地、菅生緑地の整備及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の整備推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、市民が快適に暮らせるうるおいのあるまちづくりに向けて、緑の保全及び都市緑化の推進に取り組んでいますが、市民一人あたりの都市公園面積は平成21年度末現在3.7㎡にとどまっています。
- 良好な景観形成等を目的として整備された景観緑三法の的確な推進や、社会資本整備重点計画に基づいた災害に強いまちづくりの推進、柔軟で豊かな都市緑化の実現を図るためにも公園緑地の整備は重要な位置を占めています。

■ 費用

- 平成24年度計画事業費 約12億円（国費 約4.5億円）
 - ・ 用地取得費 約9億円（国費 約3億円）
 - ・ 整備費 約3億円（国費 約1.5億円）

■ 効果等

- 災害対応機能の充実（広域避難場所等としての機能充実）
- 地球温暖化の抑制・ヒートアイランド現象の緩和
- 生物多様性の保全
- 水源・湧水地の保全
- レクリエーション機能の充実

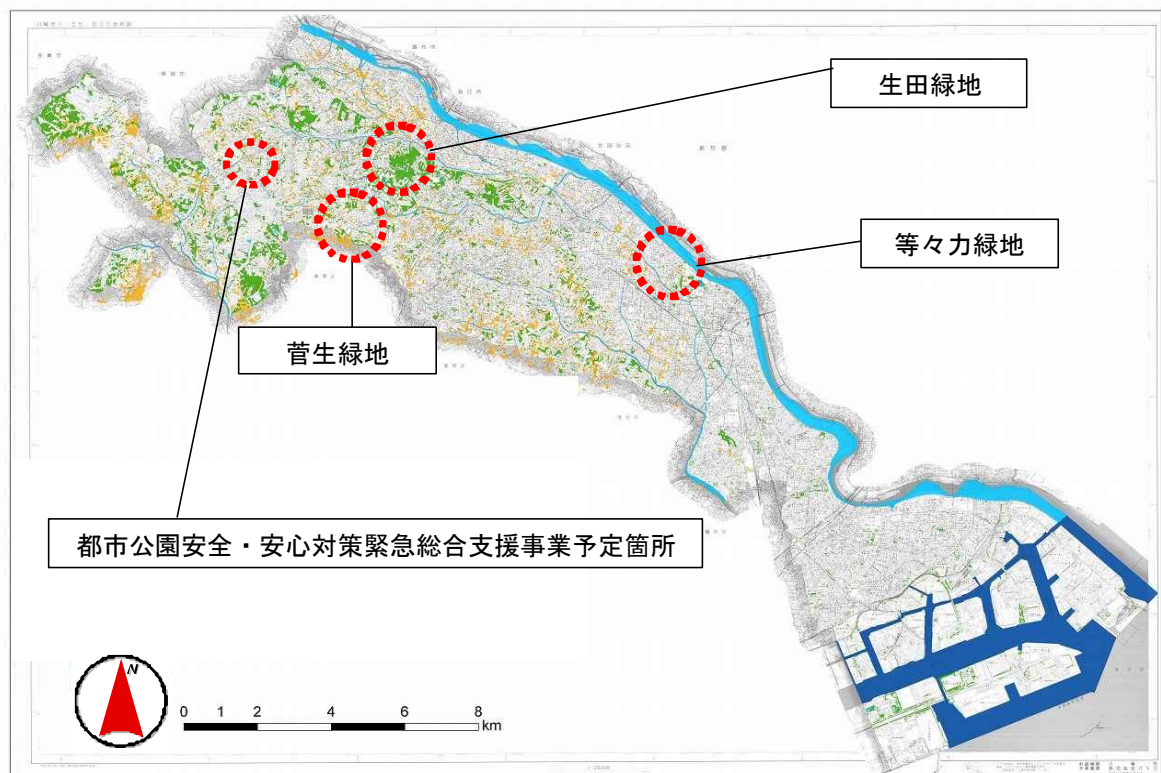


図 川崎市事業位置図



生田緑地



等々力緑地

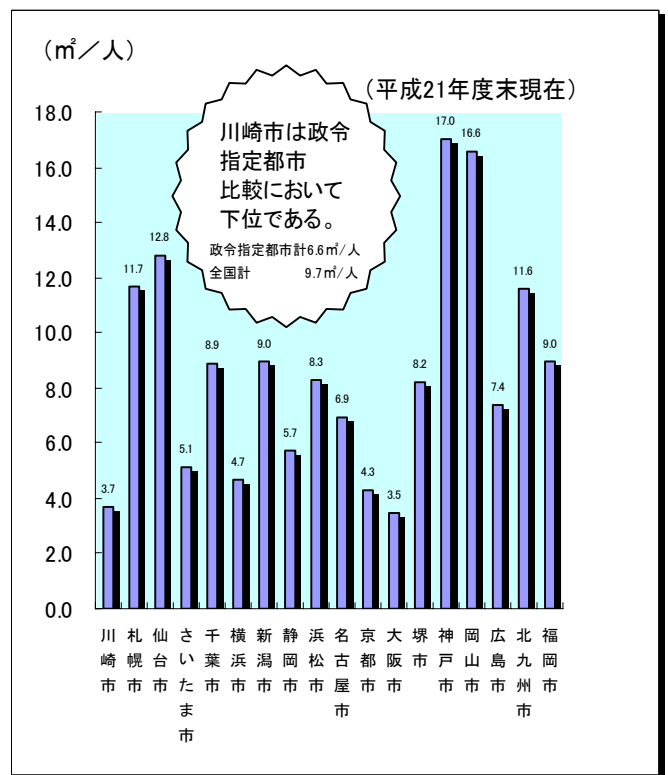


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業について必要な財政措置を講ずること。
- 2 次の税制上の優遇措置等を講ずること。
 - ・ 緑地保全制度適用緑地における地権者の持続的保有が可能な税制度の拡充
 - ・ 緑地の用地買収に伴う譲渡所得の特別控除額の引き上げ
 - ・ 物納された土地の無償貸付制度の復活や一括買収の緩和等の柔軟な制度の構築

■ 要請の背景

- 本市では、平成20年3月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げています。しかしながら、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置することなどから、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。

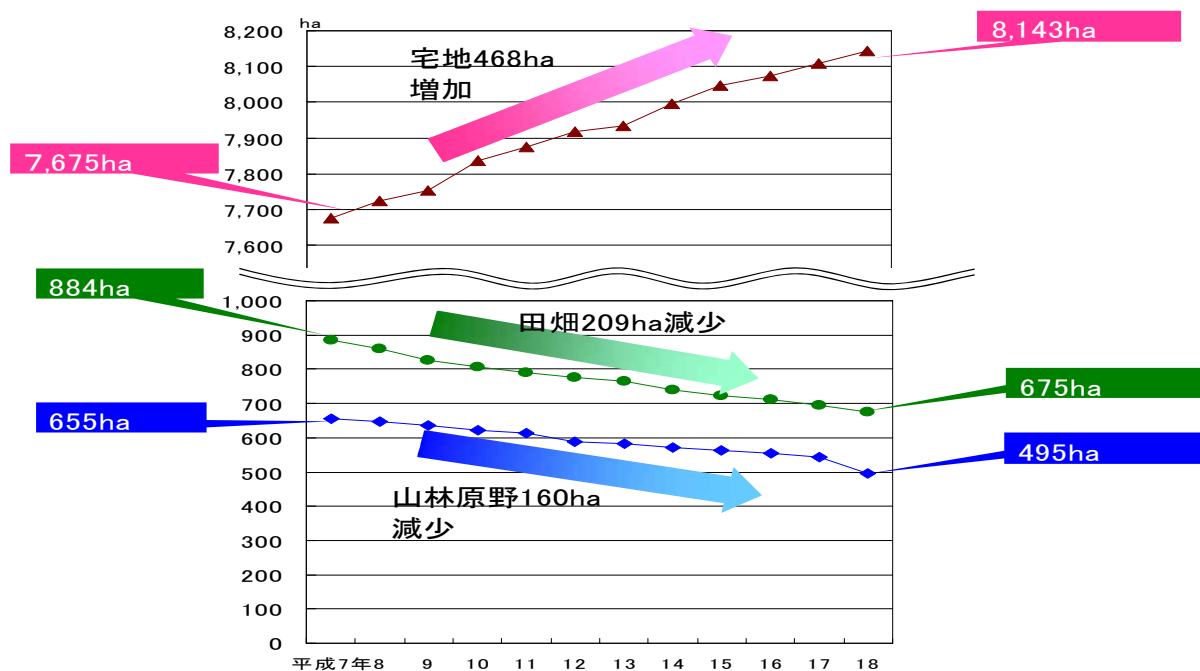
■ 費用

- 平成24年度計画事業費 約15億円（国費 約5億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得 約5ha

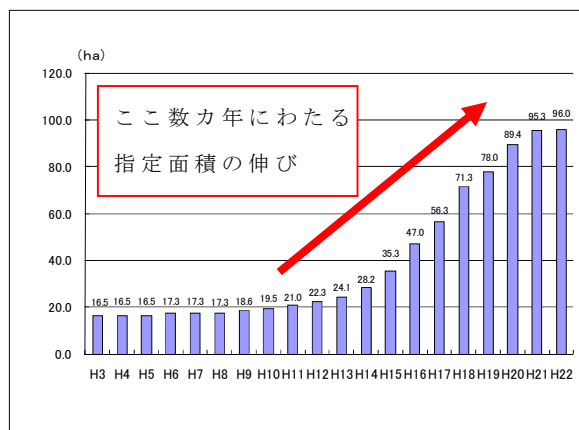
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

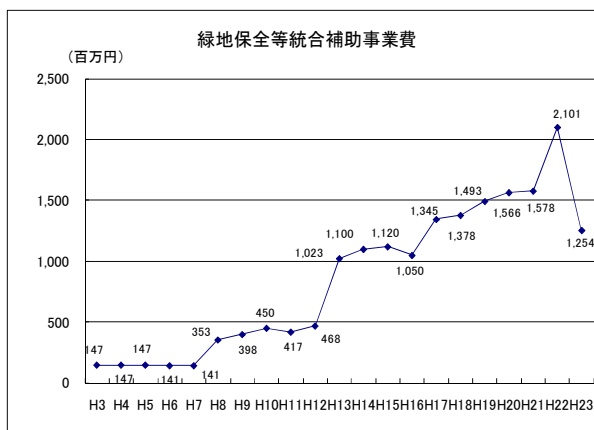
川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



※当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業
※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む



※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全） TEL 044-200-2381

「(仮称)リサイクルパークあさお」整備推進について

【環境省】

■ 要請事項

「(仮称)リサイクルパークあさお」整備事業について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、持続型社会を実現し、人々の暮らしを確かなものにしていくための地球環境配慮の考え方を基本とし、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築を目指した責任ある行動の推進を基本政策としています。循環型社会の構築に向けて、廃棄物の３Ｒを推進する一方、資源にならない廃棄物については、生活環境保全に向け適正処理を進めています。
- こうした中で、王禅寺処理センターは稼働後４４年を経過し、老朽化による著しい焼却処理能力の低下がみられるなど、更新時期が到来していることから、「(仮称)リサイクルパークあさお」整備事業を計画するものです。
- 事業の推進にあたっては、ごみ焼却処理施設の竣工後、既存のごみ焼却処理施設の解体撤去を行い、その跡地に資源化処理施設を建設します。

■ 費用

- 平成２４年度計画事業費 約１１．８億円（国費 約３．６億円）
 - ・ 王禅寺処理センター解体撤去工事 約１１．５億円（国費 約３．５億円）
 - ・ 資源化処理施設建設工事 約０．３億円（国費 約０．１億円）

■ 効果等

- 最新の廃棄物処理技術の導入等による環境負荷の小さい適正な廃棄物処理に貢献

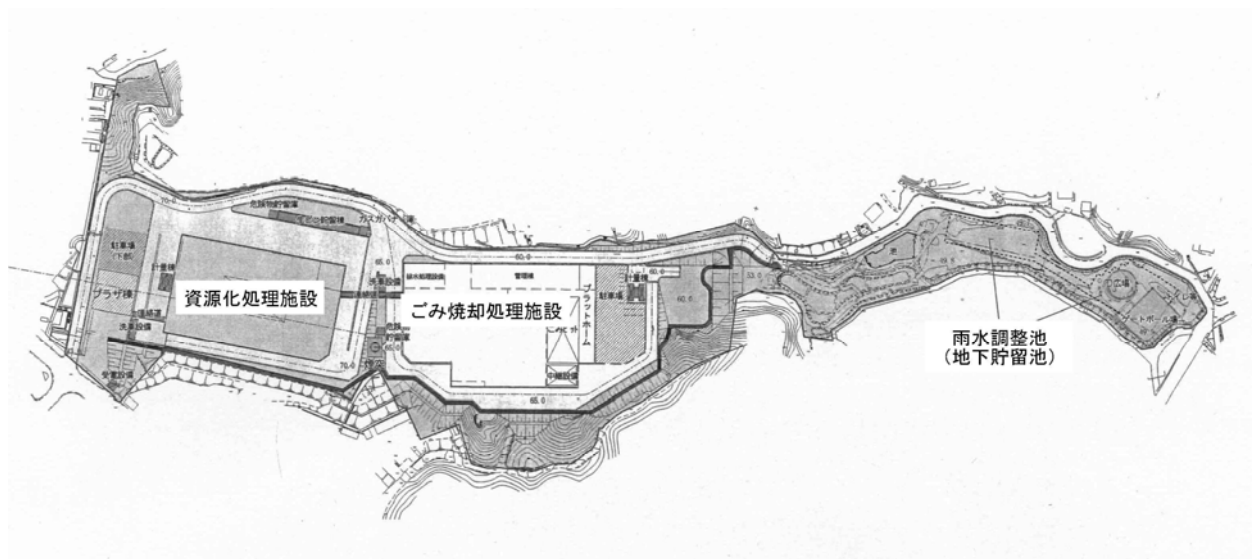
計画施設構成

1	ごみ焼却処理施設	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)
2	資源化処理施設	
	計画処理能力	
	粗大ごみ処理施設	40 t / 5 時間
	空 き 缶	20 t / 5 時間
	ペ ッ ト ボ ト ル	12.5 t / 5 時間
	空 き 瓶	25 t / 5 時間

事業目標年度

- ・平成19年度～平成23年度 ごみ焼却処理施設建設工事
- ・平成23年度～平成25年度 王禅寺処理センター解体撤去工事
- ・平成23年度～平成26年度 資源化処理施設建設工事

完成予想図



この要請文の担当課／環境局施設部仮称リサイクルパークあさお建設担当 TEL 044-200-3995

再生可能エネルギーの導入促進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 太陽光発電設備の飛躍的導入の拡大に向け、更なる財政措置を講じること。
- 2 再生可能エネルギーの大量導入に対応した電力システムの構築と当該エネルギーの効率的利用に向けて、供給側（系統側）の整備に加え、蓄電池の導入など需要側での整備が促進されるよう、制度面の整備を行うとともに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 東日本大震災の影響により、首都圏において深刻な電力不足が生じ、当面この状況が継続するものと想定されます。このような状況下で、再生可能エネルギーの中で、住宅・非住宅とも潜在的な導入量が大きいほか、分散型電源であり、電力ピーク時間帯の熱源動力負荷を軽減する「ピークカット」等に資する、太陽光発電設備を飛躍的に普及させることが大変重要となっています。
- 再生可能エネルギーの大量導入時には、供給と需要のギャップによる停電などといった供給電力の質の低下などの課題が想定されますが、この問題を解決するとともに、非常時のバックアップ電源として有効に利用できるよう、需要側、供給側の両面から、蓄電池等を活用した電力システムの制度面での整備が必要となります。

■ 効果等

- 太陽光発電設備の飛躍的導入により、低炭素社会の実現に寄与するとともに、エネルギーセキュリティの確保に貢献します。
- 蓄電池を需要側、供給側に整備し、変動を吸収することで都市部においても効率的なエネルギー利用が可能となる電力システムを構築できます。

太陽光大量導入時の 電力システムの課題

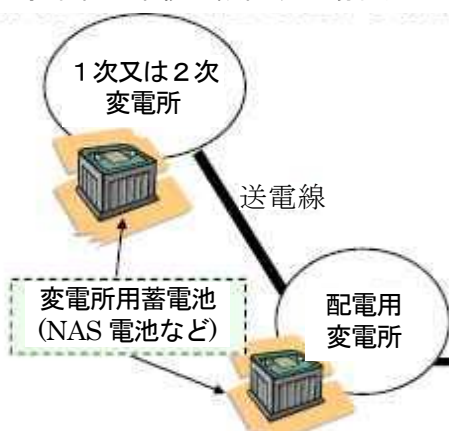
需要側に太陽光発電設備等が大幅に増加
↓
再生可能エネルギーの発電量は変動
↓
信頼性の高い電力供給の維持が必要

大量の再生可能エネルギーを導入しても信頼性の高い電力供給を維持する技術

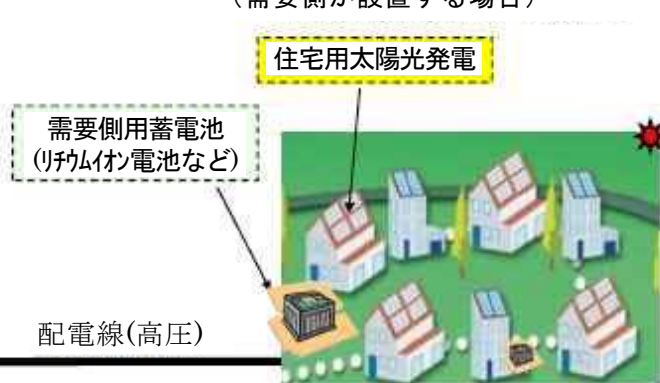
(対応の一例 (蓄電池))

蓄電池を供給側 (系統側)、需要側で設置することにより、変動を吸収し、電力システムの安定化を図る。

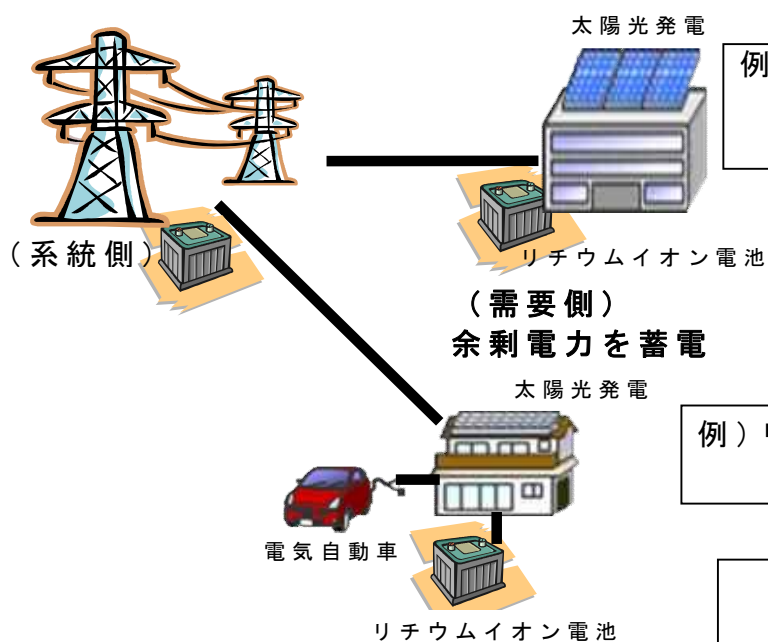
(電気事業者が系統に設置する場合)



(需要側が設置する場合)



リチウムイオン電池普及に当たっての課題



例) リチウムイオン電池は消防法上
非常用蓄電設備として
認められていない

用途拡大に向けた規制緩和

例) リチウムイオン電池は普及に向け
価格低減が必要

太陽光発電設備と連携した
蓄電池設置への助成

この要請文の担当課 / 環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2095

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 地震などの災害時においても事業継続を可能とするための対策や、施設整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 老朽施設の再構築・再整備や温室効果ガス削減に必要な財政措置を講ずること。
- 3 東京湾の水質改善として、合流式下水道の改善や下水処理場の高度処理に必要な財政措置を講ずること。
- 4 浸水対策としての雨水管整備や、老朽化した下水管きよの再構築・再整備を推進するため、指定都市と一般市との格差の是正を図り、必要な財政措置を講ずること。

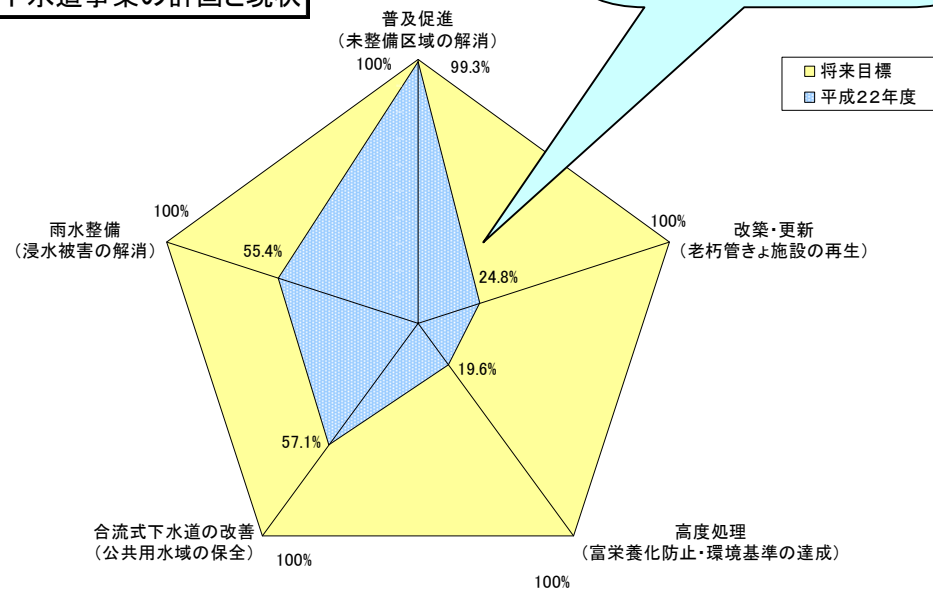
■ 要請の背景

- 東日本大震災の発生により下水道施設に被害が生じたことや、エネルギー供給が不安定な状態となり、施設稼動に影響が生じたことから、災害時にも安定的な事業継続が可能となるような対策や施設整備が必要です。
- 地震対策をはじめ、老朽化した下水道施設の再構築・再整備等、安定的なライフラインとしての機能確保が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、水環境の健全化、資源・エネルギーの有効活用、温室効果ガスの削減等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 局地的集中豪雨など、近年の気象変動に対応するための施設整備が必要です。
- 法令等により整備目標年度が定められている合流改善や高度処理の導入には多額の費用を要するため、下水道経営に与える影響は大きく、緊急性、優先度に配慮した事業計画の立案、安定的・継続的な下水道サービスの提供に支障が生じています。

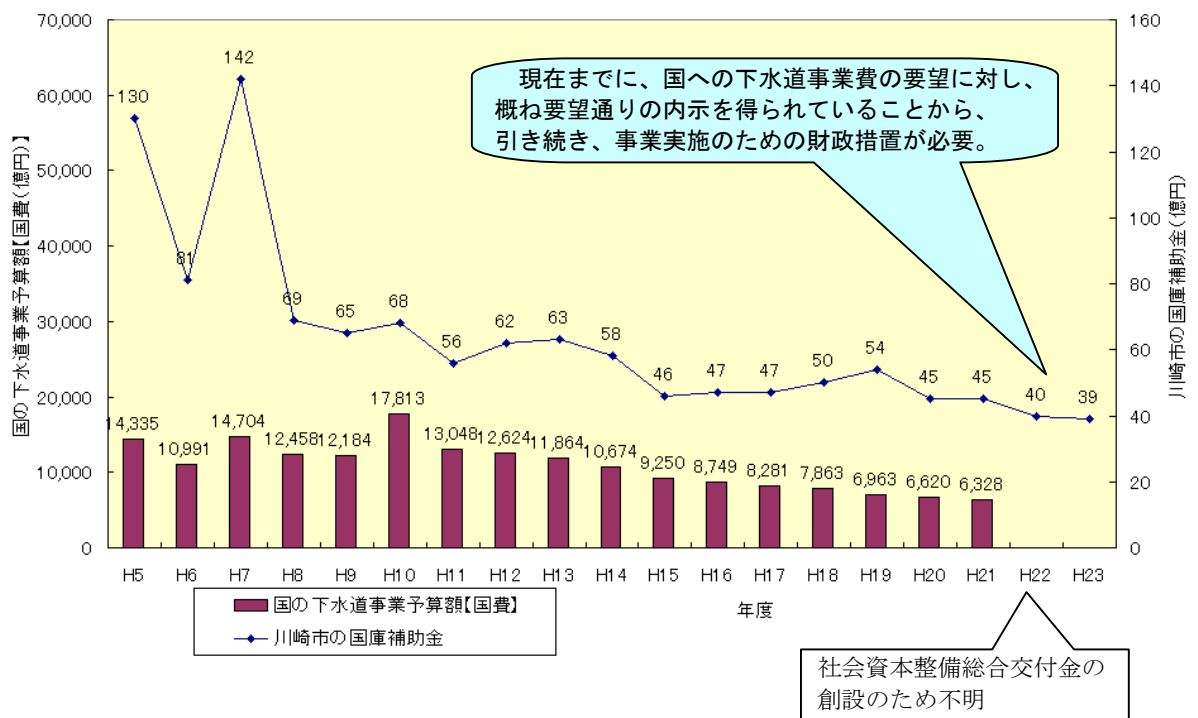
■ 費用

- 平成24年度計画事業費 約170億円（国費 約51億円）

川崎市下水道事業の計画と現状



国の下水道事業予算額(国費)と川崎市の国庫補助金の推移



福 祉 施 策 等 の 推 進

国民健康保険財政の確立について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度を一本化する等の抜本的改革を早期に実現すること。
- 2 一本化等を図るまでの間、加入者の年齢構成及び所得状況を要因とする国民健康保険と被用者保険との制度間における財政格差を調整する仕組みをさらに拡充すること。また、国庫負担金率の引上げを含む所要の財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国保は、高齢者や低所得者を多く抱え、財政基盤が極めて脆弱である上に高齢化の進展等により医療費が増嵩を続け、厳しい財政運営を余儀なくされています。
- 平成20年には、後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費に係る財政調整の導入など一定の取組が行われましたが、財政基盤の脆弱性に関する構造的課題の抜本的解決には至っていない状況にあります。
- 国の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめ（平成22年12月）においては後期高齢者医療制度の廃止にあわせ、国保の都道府県単位化の方向性が整理されましたが、関連法案の提出・成立時期は不透明な状況にあります。
- 国保における保険給付費等の財源構成は、国・県支出金により50%を賄うことが基本とされていますが、本市では普通調整交付金の交付率が低いこと等から、多額の一般会計繰入金によって財源不足分を補っています。

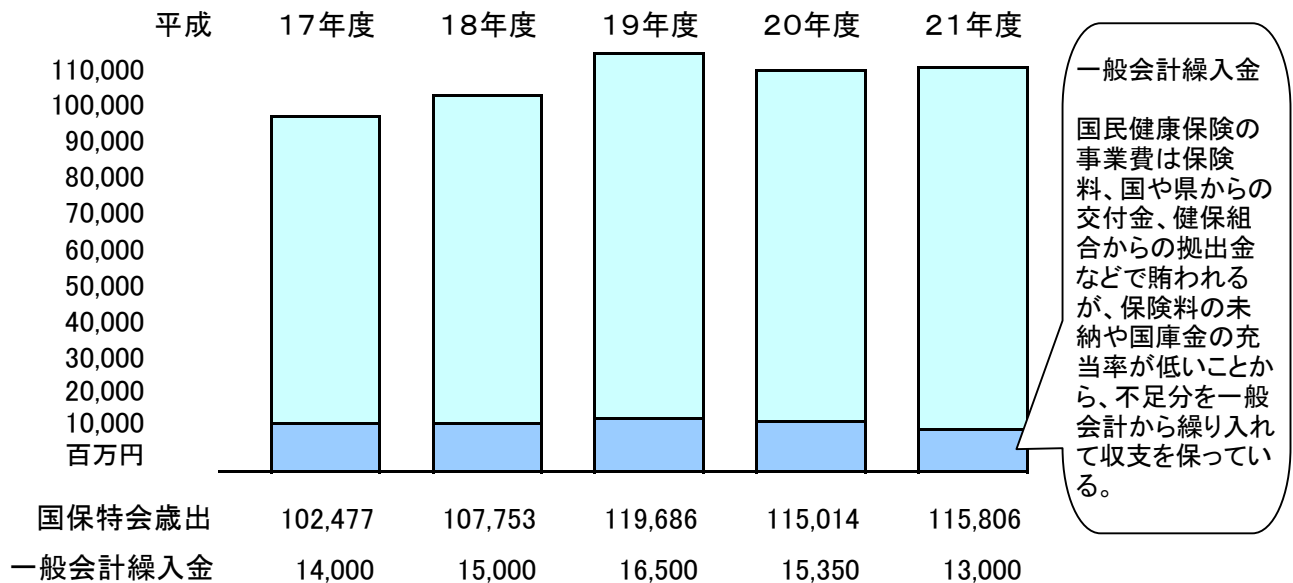
■ 効果等

- 医療保険制度の一本化は、国民の負担の公平を図り、国民皆保険制度を堅持することに資する。
- 国庫負担金率の引上げ等は、市における国民健康保険制度の財政運営の安定化に資する。

国民健康保険特別会計
事業費を明確化するため
特別会計で運営している。

国民健康保険特別会計に占める一般会計繰入金(決算)

(単位 百万円)



※ 一般会計からの繰入金は常時130億円から165億円の高水準となっている。

◎ 医療費等の負担割合

◆ 国のモデル

定率負担 (国) 34%	調整 交付金 (国) 9%	調整 交付金 (県) 7%	保険料 50%
--------------------	------------------------	------------------------	------------

◆ 本市 (H21年度決算)

定率負担 (国) 34%	2 %	7%	調整 交付金 (県) 7%	保険料 50%
--------------------	--------	----	------------------------	------------

調整交付金(国)不交付額36億円

この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保険年金課 TEL 044-200-2632

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

地域密着型施設に対する交付金である地域介護・福祉空間整備等交付金についても税源移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、地域の活力を活かした新しい福祉文化の創造を目指した「第４期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 計画の推進にあたりまして、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設に係る補助金につきましては、平成１７年度から交付金化され、そのうち、広域型施設に対する交付金は、平成１８年度から税源移譲により一般財源化されたところです。このような中で、小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型施設につきましては、交付金のままとなっています。

■ 費用

- 平成２４年度計画事業費 約３３億円（国費 約０．３億円）
 - ・ 特別養護老人ホーム３か所（３５０床）等の整備

■ 効果等

- 平成２４年度から実施の「第５期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、これらの介護基盤の整備の推進を図ることが、更なる地域の福祉力の向上につながります。

地域介護・福祉空間整備等交付金

都道府県交付金

広域型の施設の整備



平成18年に制度廃止・一般財源化

市町村交付金

地域密着型サービス
拠点等の整備



① 地域介護・福祉空間整備交付金

・地域密着型サービス拠点等の整備

② 地域介護・福祉空間推進交付金

・地域密着型サービス拠点等の導入に必要な設備や
システムの整備

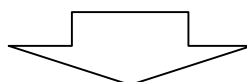
・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進

③ 先進的事業支援特例交付金

・介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への
施設転換

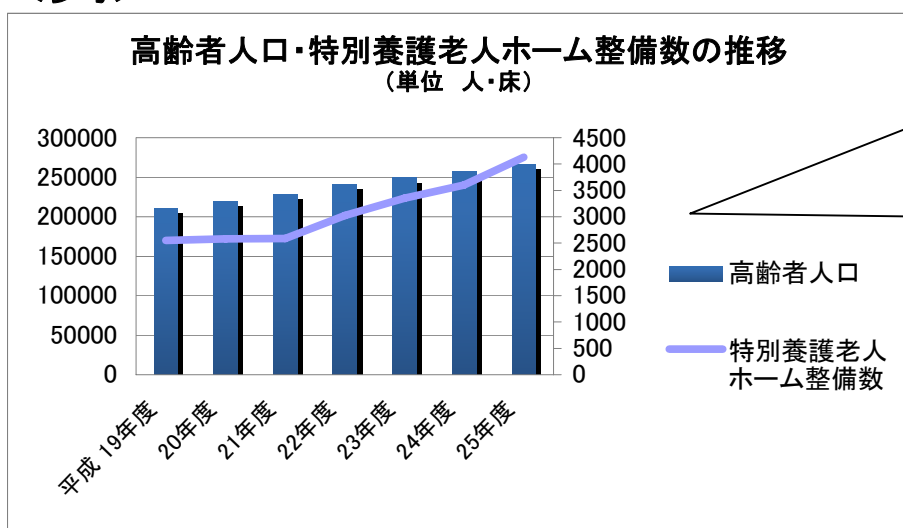
・既存特別養護老人ホームの個室・ユニット化改修

・緊急ショートステイ居室の整備 等



これらについて税源移譲を行うこと

<参考>



・高齢者人口の増加
・施設整備数の増加
⇒整備の必要性

※H23～H25は将来人口
推計を踏まえ、按分

平成24年度からの

「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、
引き続き地域密着型施設の整備を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2633

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 新たな障害者制度の構築にあたっては、利用者にとって簡素でわかりやすい安定的な制度とするとともに、新制度の内容を可能な限り早期に示し、十分な周知及び準備期間を設けること。
- 2 新たな障害者制度へ移行するにあたり、必要となる自治体の準備経費や施行事務経費に対して、適切な財源措置を講じること。

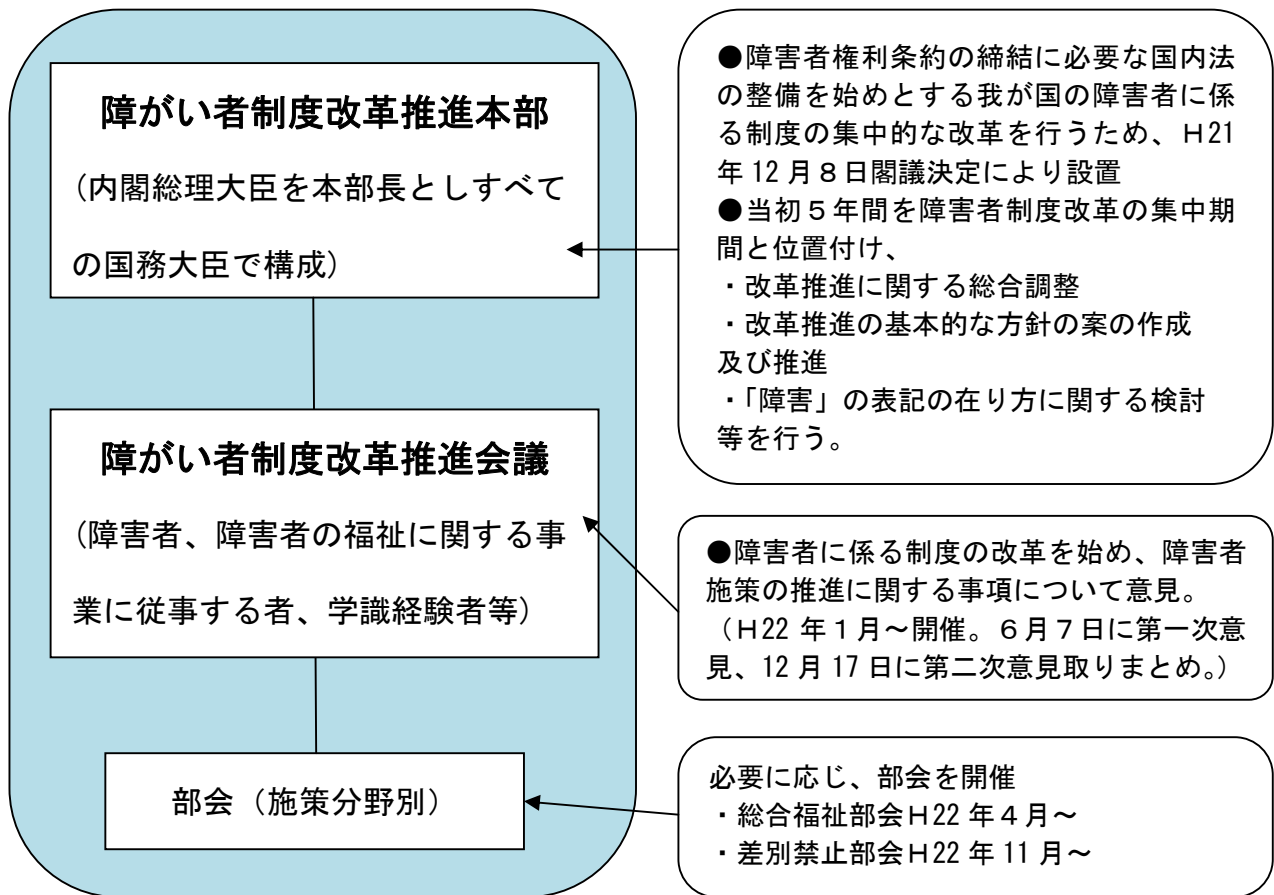
■ 要請の背景

- 障害者制度改革については、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣で構成される「障がい者制度改革推進本部」が設置され、その下に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、平成22年1月から制度改革に向けた議論が行われているところです。
- その中で、障害者自立支援法については廃止し、平成25年8月までに「障害者総合福祉法」（仮称）の施行を目指すこととされ、平成22年4月から「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」において制定に向けた検討が行われてます。
- この新たな制度ができるまでの間、平成22年4月から低所得の障害者・児につき、障害福祉サービス及び補装具にかかる利用者負担が無料とされ、また、平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところです。

■ 効果等

- 新たな障害者制度への円滑な移行
- 制度変更に係る自治体の財源負担の軽減
- 障害制度改革の推進と効果的な制度運用

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関（モニタリング機関）
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度（差別禁止部会をH22年11月に設置）
- ・インクルーシブな教育システムの構築
- ・福祉的就労のあり方（労働法規の適用、工賃の水準等）
- ・障害福祉サービス（総合福祉部会をH22年4月に設置） 等

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

本市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 平成19年8月に自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出をめぐる東京大気汚染訴訟が和解しました。和解に際し、東京都と国の間で政治決着が図られ、東京都が提案した都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が、公害健康被害予防事業基金から予防事業として60億円の助成を受け、平成20年に創設されました。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 国は、平成20年度に新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設しました。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、自治体支援への公平性の観点からも国からの本市に対する支援が必要です。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移

(単位：千円)

	H19 決算	H20 決算	H21 決算
扶助費	40,318	56,121	97,746
助成経費	22,226	22,042	21,440
合計	62,544	78,163	119,186

※全額本市負担

■ 効果

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

気管支ぜん息医療費助成制度比較

対象疾病 気管支ぜん息

	東京都 平成20年8月開始	川崎市 平成19年1月開始
対象地域	都内全域	市内全域
対 象 者	対象疾病にかかっている18歳以上の者 東京都に引続き1年以上住所を有する者 喫煙者を除く 医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者 公健法・都条例等による認定者を除く	対象疾病にかかっている20歳以上の者 川崎市に引続き3年以上住所を有する者 喫煙者を除く 医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者 公健法・市条例等による認定者を除く
審 査	認定審査を実施	認定審査を実施
助成範囲	本人負担分を全額助成 (所得制限無し)	本人負担分の一部を助成 (所得制限無し)
財 源	助成総額 約40億円/年(5年で200億円) ※制度運営費含まず	経費総額 約1億3千6百万円/年 ※制度運営費含む
財源負担	都(1/3)、国(1/3)、 首都高(1/6)、メーカー(1/6)	市の全額負担
助成期間	平成20年度から5年間 (5年後に検証、見直しを実施) ※検証事項 ①大気汚染の改善状況と患者発生状況 ②医療・保険制度等の社会状況 ③環境省の「そらプロジェクト」による疫学調査報告(H22)	定めはなし

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、診療報酬をさらに大幅に引き上げるとともに、算定対象を拡大し、実態に即した適正な評価を行うこと。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では、従来の休日急患診療所の診療に加え、平成14年度から市内南北2か所に小児急病センターを開設し対応しています。また、重篤な患者への対応については、総合周産期母子医療センターの整備など、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行なっています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。

■ 費用

(単位：千円)

平成23年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	400,571	国庫補助金 14,730、県補助金 19,717、 一般財源 298,124 市債 68,000
市立病院の小児救急医療経費	102,470	医業収益 43,797、一般会計繰入金 58,673

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター（内科・小児科）

第二次救急医療体制

病院群輪番制病院（小児科・4 病院）
南部医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部医療圏

聖マリアンナ医科大学病院（内科・小児科）

第三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療
の不採算

小児救急等医療体制の維持

（財政措置の拡充

・小児救急支援事業や周産期
母子医療センターの整備・運営
・病院等を経営する地方自治体

診療報酬の引き上げ

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移

		2007年	2008年	2009年	2010年	2015年 (推計)
川崎区	総人口	205,668	210,839	213,328	215,979	226,500
	うち15歳未満	24,212	24,769	25,049	25,454	26,900
幸区	総人口	144,899	146,971	149,834	153,217	158,300
	うち15歳未満	17,958	18,262	18,774	19,441	20,300
中原区	総人口	213,822	219,728	224,982	229,662	241,900
	うち15歳未満	27,114	27,799	28,689	29,541	32,000
高津区	総人口	205,150	210,725	212,474	215,199	223,500
	うち15歳未満	27,753	28,635	28,967	29,470	30,900
宮前区	総人口	209,241	211,907	214,682	216,725	223,300
	うち15歳未満	32,134	32,557	32,741	32,897	30,600
多摩区	総人口	206,155	207,993	210,541	211,604	218,200
	うち15歳未満	25,656	25,590	25,863	25,741	26,100
麻生区	総人口	157,327	161,280	164,429	167,172	180,800
	うち15歳未満	21,328	22,013	22,743	23,283	24,500
合計	総人口	1,342,262	1,369,443	1,390,270	1,409,558	1,472,500
	うち15歳未満	176,155	179,625	182,826	185,827	191,300

15歳未満の人口増加に対応する
ためにも、財政措置の拡大が必要

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 定期予防接種と比べて、市民の経済的負担が大きく、被害救済制度が十分でない任意予防接種について、早期に定期予防接種とすること。
- 2 定期予防接種となった場合、地方自治体の負担が大幅に増加するため、予防接種制度の抜本的改革を行うこと。

■ 要請の背景

- 予防接種は、予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与しています。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザのみ一部自己負担あり）で受けることができます。
- 予防接種法に基づかない予防接種は、任意予防接種と呼ばれ、原則として全額自己負担で受けることとなりますが、平成23年度は子宮頸がん等ワクチン接種事業により一部のワクチンについて公費助成を行っています。
- 現在、厚生労働省において任意予防接種の取扱いやあり方が検討されており、定期予防接種となった場合には、地方自治体の負担の増加が見込まれます。

■ 費用

- 平成24年度計画事業費 約50億円（国費無し）
 - ・ 定期予防接種事業 約19億円（国費無し）
 - ・ 任意予防接種事業 約31億円（国費無し）

予防接種事業の財政負担

定期予防接種：19億円

日本脳炎：5.1億円

DPT：5.0億円

MR：4.6億円

高齢者インフルエンザ：3.4億円

BCG：0.5億円

ポリオ：0.2億円

任意予防接種：16億円

肺炎球菌

ワクチン：9.7億円

B型肝炎：3.7億円

水痘：1.5億円

おたふくかぜ：1.3億円

任意予防接種：15億円

(平成23年度は子宮頸がん等ワクチン接種事業として全額公費負担で実施)

小児用肺炎球菌

ワクチン：7.3億円

ヒブワクチン：5.8億円

子宮頸がん

予防ワクチン：1.4億円

平成23年度限り

全てを定期予防接種とした
場合の地方自治体負担額

50億円

歳入
(子宮頸がん等ワクチン
接種緊急促進基金)

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

妊婦健康診査事業について

【厚生労働省】

■ 要請事項

妊婦の健康管理の充実を図り、安心・安全な出産を確保する施策を推進することは国の責務である。妊婦健康診査の重要性、必要性等を考慮して、市町村が、中長期的に妊婦健康診査の公費負担を円滑に事業継続していくことができるよう、国は平成24年度以降も必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 妊婦健康診査事業については、平成21年4月から妊婦一人あたりの助成回数を従来の5回から14回へと拡充し、拡充した9回分の費用負担については、その2分の1が国の交付金として、県の設置した基金を通じて市町村に交付される流れとなっています。
- この交付金による財政措置は平成23年度までの時限措置となっており、平成24年度以降の見通しについて国は未だ明確な方向性を示していません。
- 事業の実施主体である市町村としては、厳しい財政状況の中で必要な財源の確保に大きな不安を抱きつつ、国の動向を見守っている状況です。

■ 費用

- 平成23年度妊婦健康診査事業委託・扶助費予算額
約13.1億円（県補助 約4.5億円）

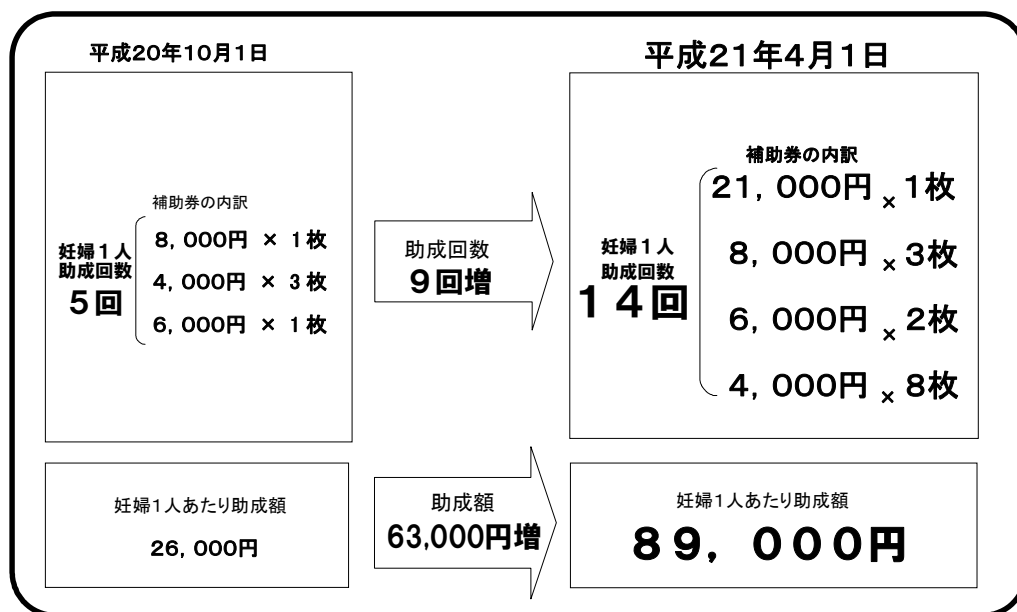
■ 効果等

- 妊婦の経済的負担を軽減し、健診の受診を促進することにより、母体及び胎児の健康管理の向上
- 健診を受診せずに出産に至る「飛び込み出産」の防止

妊婦健康診査の公費負担制度を円滑に継続していく必要がある

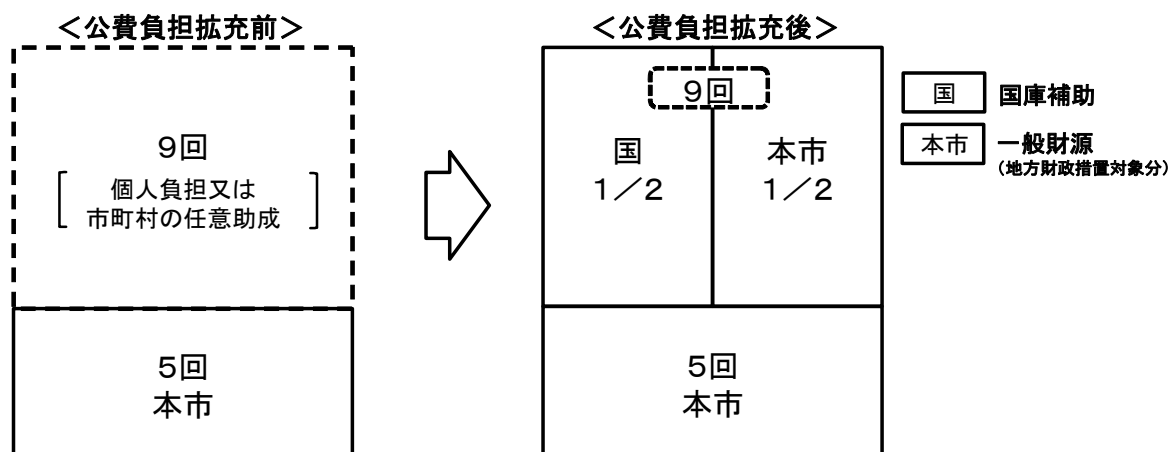
●平成21年度妊婦健康診査事業の制度変更内容

健診費用の心配をせずに必要な回数の妊婦健診を受けられるよう、平成21年4月から公費負担回数を従来の5回から14回へと9回分拡充。



◎助成拡充に係る財源について

平成23年度までの間、国が国庫補助（1／2）と地方財政措置（1／2）により支援。



現行スキームの維持・継続が必要

この要請文の担当課 / 市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 TEL 044-200-2450

大都市圏における幼稚園就園奨励費 補助単価の拡充について

【文部科学省】

■ 要請事項

幼稚園就園奨励費について、全国一律の補助単価を改め、地域の実情に応じた補助単価の設定を行うとともに、それに伴う国の財源割合の引上げなど必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、幼稚園就園奨励費は、全国の私立幼稚園の入園料及び年間保育料の平均額を基準として、補助対象幼児の保護者の課税状況等により、段階的に補助額の設定がなされています。
- しかしながら、入園料及び年間保育料の合計額の全国平均が平成23年度で303,000円であるのに対し、本市平均は481,661円と、本市の保護者にとっては依然として重い負担となっています。全国平均との格差は、地価や物価等の差から当然に生じてくるものといえ、地域の実情に応じた幼稚園就園奨励費の補助単価の設定や、それに伴う国の財源割合の引上げなど、保護者負担の軽減に向け、必要な財政措置を講ずべきものと考えます。

■ 費用

- 平成23年度事業費 約20億円（国費 約3億円）

■ 効果等

- 幼稚園教育における保護者負担の地域間格差の是正により、幼稚園により通いやすい環境が整い、未来を担う子どもたちへの幼児教育の振興が図られる。

幼稚園就園奨励費における保育料等補助額と保護者負担額の配分イメージ

<平成23年度 国の就園奨励費(小1～3年の兄・姉のいない在園児の一人目)>

ランク	補助基準	入園料・年間保育料の 【全国平均額 303,000 円】	
A	生活保護世帯	国庫補助額 223,200 円	保護者負担額 79,800 円
B	市民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	国庫補助額 193,200 円	保護者負担額 109,800 円
C	市民税所得割額が 34,500 円以下の世帯	国庫補助額 109,200 円	保護者負担額 193,800 円
D	市民税所得割額が 183,000 円以下の世帯	国庫補助額 46,800 円	保護者負担額 256,200 円



<本市の平均額に当てはめた場合>

何れのランクにおいても、
全国平均より保護者負担増

ランク	補助基準	入園料・年間保育料の 【本市平均額 481,661 円】		保護者負担額 178,661 円 (全国平均と 本市平均 の差額)
A	生活保護世帯	国庫補助額 223,200 円	保護者負担額 79,800 円	
B	市民税非課税世帯 市民税所得割額非課税世帯	国庫補助額 193,200 円	保護者負担額 109,800 円	
C	市民税所得割額が 34,500 円以下の世帯	国庫補助額 109,200 円	保護者負担額 193,800 円	
D	市民税所得割額が 183,000 円以下の世帯	国庫補助額 46,800 円	保護者負担額 256,200 円	

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課 Tel 044-200-3179

「子ども・子育て新システム」の円滑な実施に向けた 制度検討について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 新システムの制度設計・実施準備にあたっては、事前に迅速かつ詳細な情報提供を行ったうえで、地方の意見を十分に聴取し反映させ、実行可能なものとなるようにするとともに、一方的に地方に事務や負担を課さないようにすること。
- 2 利用者、事業者、地方自治体が新システムへの移行を円滑に実施できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保すること。
- 3 新システムへの移行にあたっては、準備経費、事務的経費も含め、適切に必要な財源を確保すること。

■ 要請の背景

- 子ども・子育て新システム（以下「新システム」という。）については、子どもを大切にする社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会の実現を目指して、平成23年度中に法案を提出し、25年度からの実施を目指すとしています。
- 新システムにおいては、事業実施主体を市町村としている一方、現段階では具体的内容が示されておらず、「国・都道府県・市町村の役割と責務」や「財源と費用負担」を含め、その制度設計については様々な課題があります。実施にあたっては、現場の混乱を招かないよう、十分な準備期間及び新システムへの移行に係る財源の確保が必要と考えます。

「子ども・子育て新システム」の実施に向け想定される業務

- 1 「子ども・子育て新システム市町村事業計画(仮称)」の策定
- 2 サービス提供にかかる基本制度及び給付制度の設計
- 3 サービス事業者の指定基準の設定、事業者の募集、指定業務
- 4 事務処理にかかるシステムの構築
- 5 市民への制度周知、情報提供

平成25年度から子ども・子育て新システムを実施するためには、平成24年度中に、これらの業務が完了する必要がある、国と地方協議のもと、制度設計を早急に行わなければならない。

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課 TEL 044-200-3533

ホームレスの自立支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年8月の特別措置法の失効時期を踏まえ新たな法施行に当たっては地方自治体が十分な準備期間が取れるよう配慮すること。
- 2 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業を継続し補助率(10/10)を維持すること。
- 3 ホームレス数に見合った運用基準とし、より使いやすい制度とすること。

■ 要請の背景

- 現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を背景として、ホームレスに対する支援は都市部を中心に喫緊の課題となっており、本市においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び国の基本方針を踏まえ、自立支援センター事業及び巡回相談事業の充実や民間団体との連携・協力により、ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を図っています。しかしながら、ホームレスの多くが自立支援センター等の施設や生活保護等福祉制度の利用を拒否もしくは抵抗を感じている状況にあるなど、自立意欲の低下傾向が見受けられ、また一方で自立支援センター等を利用後に再び野宿生活に戻ってしまう者も多く見受けられる状況にあります。
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は時限立法であり平成24年8月に失効します。また、国において、実施しているホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業では補助率は10/10とされています。

■ 費用

○ホームレス自立支援対策関係予算額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業費	469,173	518,787	419,124
うち国(県)負担	431,792	480,067	413,058
うち市負担	37,381	38,720	6,066

■ 効果等

- 現特別措置法に代わる新法への円滑な移行。
- 巡回相談事業の充実、自立支援センター等の新たな展開、アフターケアの充実を図るなど、一層の効果的な支援の実施、継続が可能となる。

ホームレスの自立支援に関する取組

	国の取組	県の取組	本市の取組	市内ホームレス数
H14. 8	特別措置法の公布・施行 (～H24. 8 月)			
H15. 1	全国実態調査			829 人
H15. 7	基本方針の告示			1,038 人
H16. 5			愛生寮設置	
H16. 7				1,028 人
H16. 8		実施計画策定 (H16～20 年度)		
H16.10			第 1 期実施計画策定	
H17. 7			(H16～20 年度)	938 人
H18. 4			川崎市就労自立支援センター設置	
H18. 5			富士見生活づくり支援ホーム設置	
H19. 1	(中間年見直し) 全国実態調査			848 人
H20. 1				635 人
H20. 4	新基本方針の告示		サテライト型設置 (1 か所目)	
H20. 7			グループホーム型設置 (1 か所目)	
H21. 1			愛生寮閉所	
H21. 3		実施計画策定 (H21～25 年度)	第 2 期実施計画策定 (H21～25 年度)	691 人
H21. 4			グループホーム型設置 (2 か所目)	
H21. 6			サテライト型設置 (2 か所目)	
H22. 1				666 人
H22. 5			グループホーム型設置 (3 か所目)	
H23. 1				598 人
3			川崎市就労自立支援センター別館設置	
			富士見生活づくり支援ホーム閉所	

この要請文の担当課 / 健康福祉局地域福祉部地域福祉課 TEL 044-200-2625

近時の社会情勢の下での就労自立支援等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 ボーダーライン層の就労自立に向けた生活支援策について、各貸付・給付制度の要件の緩和、貸付・支給期間の延長、貸付・給付額の増額等による制度の拡充など、支援の強化、充実を図るとともに、国民に対して十分かつ迅速な広報周知を図ること。
- 2 「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」については、より一層雇用創出等を促進するため、事業期間を延長するとともに実施要件の弾力化を図ること。

■ 要請の背景

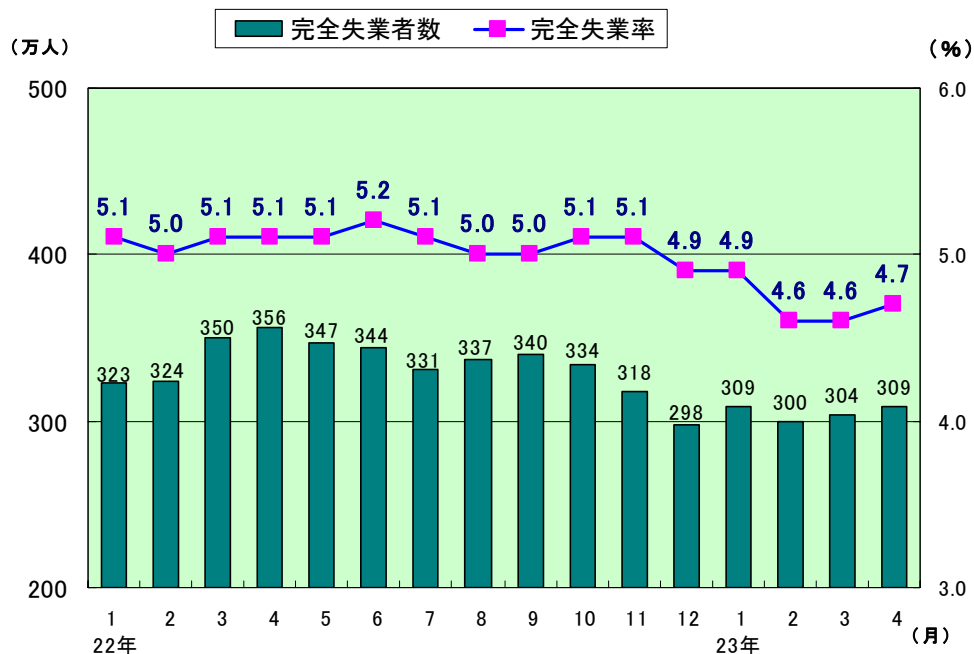
- 現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、さらに、東日本大震災による影響も懸念されています。
- 国では、平成21年度以降、失業者や不安定就労者に対する各種生活支援制度の創設や支援内容の拡充などの対策を講じているところですが、本市における生活保護費は、相談・申請件数とも大幅に増加しており、ボーダーライン層の生活保護対象層への移行に対する十分な抑止効果が発揮されていない状況にあります。
- 「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」については、平成23年度が事業終期となっており、また、新規雇用失業者の人件費比率の制約などの実施要件があるために、新たな事業が生み出しにくい状況となっています。

■ 効果等

- ボーダーライン層にある失業者や不安定就労者が、生活保護対象層に移行する前に、適切な支援制度等によって安定的に就労し、自立することで、自身の生きがいや豊かな生活を得るとともに、経済の活性化を促すことができます。
- 社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者が、その支え手となることによって、相互扶助社会の持続的発展が可能となります。

1 完全失業者・完全失業率

全国の月別推移(平成22年1月～平成23年4月)

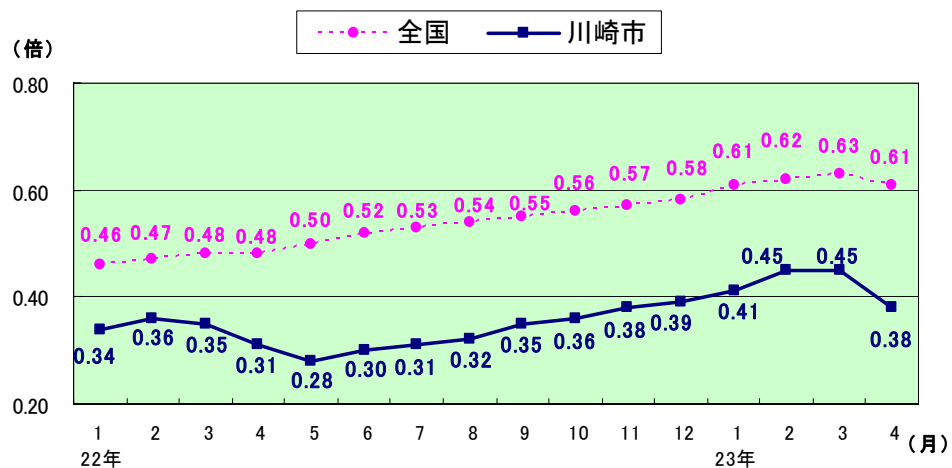


4月の完全失業者数は309万人と1年前に比べ47万人減少。完全失業率は昨年12月以降5%台を下回っているが、依然高い水準。

※ 平成23年4月については岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2 有効求人倍率

有効求人倍率の推移(平成22年1月～平成23年4月)



有効求人倍率は回復傾向にあったが、23年4月に再び下降。本市については、全国平均を大きく下回っている。

※ 平成23年4月については岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 ※ 川崎市のデータには、横浜市鶴見区を含む。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2278

教 育 ・ 青 少 年 施 策 の 推 進

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業 について

【厚生労働省】

■ 要請事項

本市の「わくわくプラザ事業」は、国に先駆けて平成１５年４月から全児童を対象とし、「放課後子どもプラン」の目的である、子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進してきたものであり、放課後児童健全育成事業を包括していることから、国庫補助制度の要件を緩和し、必要な財政措置を講ずること。

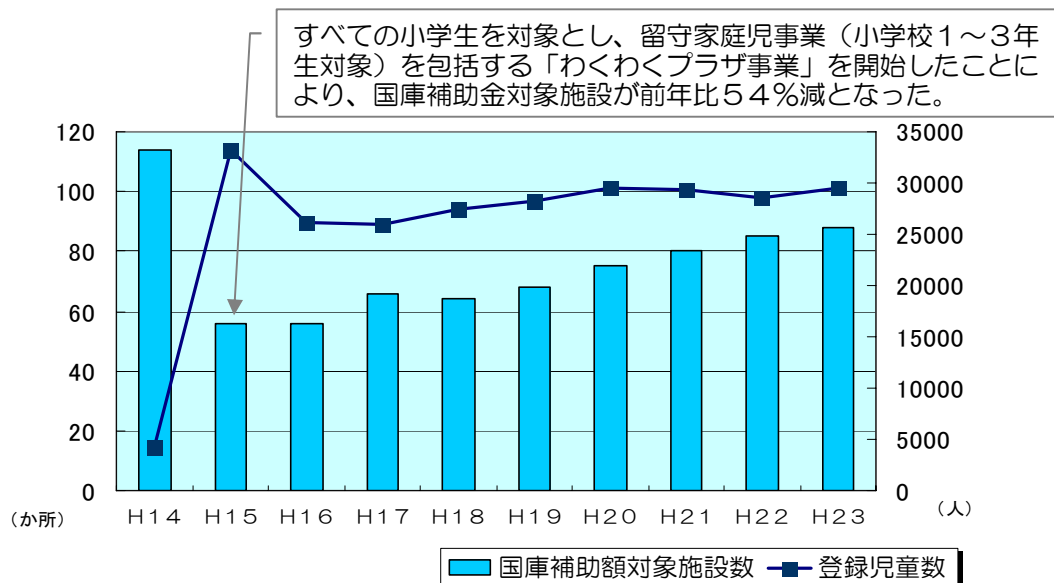
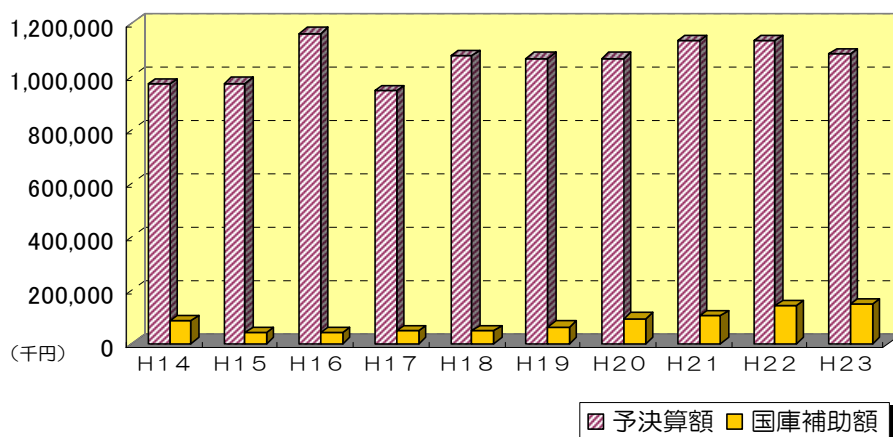
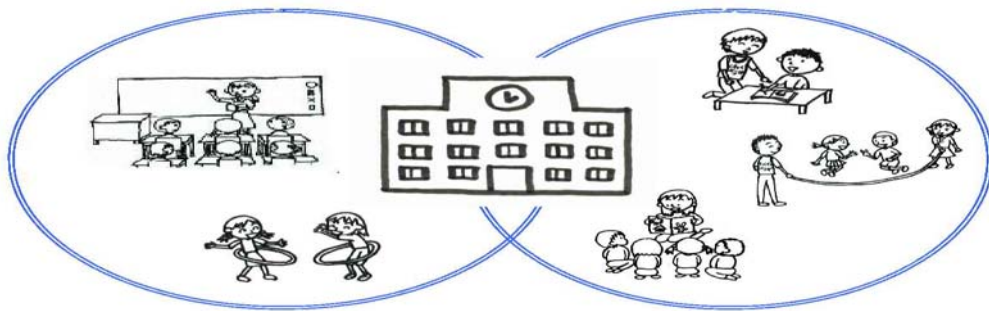
■ 要請の背景

- 少子化や核家族化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行などを背景として、放課後、児童が安全かつ安心して過ごすことができる環境の整備を重要な課題と考えます。放課後対策事業として本市は、すべての小学生を対象として「わくわくプラザ事業」を実施し、希望者全員を受け入れています。その結果として、留守家庭児の待機児童もゼロであります。
- 国が行う放課後児童健全育成事業の補助金要件は、これまでと同様に留守家庭児のみを対象としており、すべての児童を対象としておりません。「わくわくプラザ事業」において当該要件を満たすためには、留守家庭児のために間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならず、本市では補助金の対象外となる施設が数多くあります。
- 地域の実情を十分に考慮した実施形態を幅広く認め、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る取扱いの緩和を図る必要があると考えます。

わくわくプラザとは・・・

放課後の子どもたちの居場所づくり事業として、小学校の施設を活用しています。

放課後にランドセルを背負ったままわくわくプラザ室へ行き、集まって友達と校庭や体育館で遊んだり、室内で工作や宿題をしたりして、仲間作りをします。



この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課 TEL 044-200-2668

義務教育施設の整備推進について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 校舎等質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 校舎等老朽化対策事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 4 児童生徒の増加に対応するために必要となる学校用地取得について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

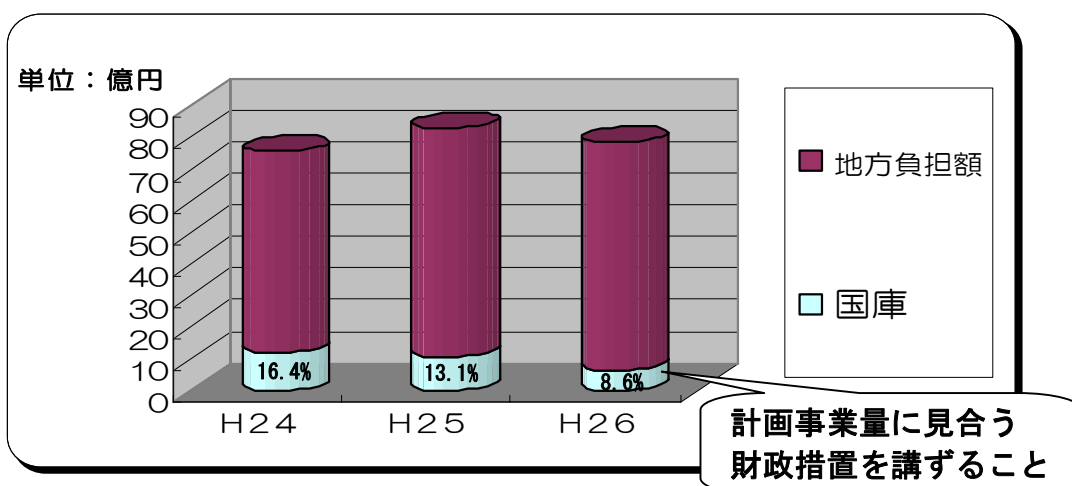
- 義務教育施設は、児童生徒の教育活動の拠点であり、かつ地域の防災拠点、地域住民の学習活動等の場となっていることから、本市では、児童生徒等の安全確保を最優先の課題として耐震対策に取り組んできました。その結果、平成24年度に残る2校も部分改築を含む大規模改修の手法により、耐震化を完了する予定です。
- 一方、本市の既存義務教育施設は、約7割が建築後20年を経過し、老朽化が進んでいることから、教育環境の向上を図ることが必要となっており、こうした老朽施設の機能改善を図りつつ教育内容・教育方法等の変化やバリアフリー化等に適切に対応するため、学校トイレ環境整備、エレベータ設置、窓アルミサッシ化等の個別の質的な向上のための整備を進めています。加えて、義務教育施設全体の長寿命化・質的改善及び環境改善対策として、改修を中心とした既存学校施設の再生整備事業を進めることとしています。
- さらに、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う人口増により児童生徒の増加が進み、普通教室が不足するなどの施設の狭あい化が新たな課題となっています。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、必要に応じて学校用地を取得しながら、校舎の新增築や改築事業を進める必要があります。

■ 費用

○ 平成24年度計画事業費

- | | | | | |
|--------------|-----|-----|---------|-------------|
| ・ 耐震化事業 | 2校 | 事業費 | 約32.0億円 | (国費 約4.0億円) |
| ・ 質的整備事業 | 14校 | 事業費 | 約5.4億円 | (国費 約1.2億円) |
| ・ 再生整備事業 | 2校 | 事業費 | 約3.8億円 | (国費 約1.2億円) |
| ・ 児童生徒増加対策事業 | 4校 | 事業費 | 約33.0億円 | (国費 約5.9億円) |

【平成 24 年度以降の主な取組み】



耐震化事業計画（大規模改修）

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
旭町小学校 東菅小学校	平成 22～24 年度	約 6.5 億円 (24 年度 約 4.0 億円)

再生整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
既存学校施設 再生整備	2 校	平成 24～25 年度	約 2.9 億円 (24 年度 約 1.2 億円)

質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	10 校	24 年度	約 0.9 億円
エレベータ設置	2 校	24 年度	約 0.1 億円
窓アルミサッシ化	2 校	24 年度	約 0.2 億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
東門前小学校	平成 24 年度	約 1.5 億円
下沼部小学校	平成 24 年度	約 1.1 億円
はるひ野小学校	平成 24～25 年度	約 1.4 億円 (24 年度 約 0.5 億円)

○校舎の改築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
大谷戸小学校	平成 24～25 年度	約 6.9 億円 (24 年度 約 2.8 億円)
上丸子小学校	平成 25～26 年度	約 2.4 億円
子母口小学校・東橋中学校 (合築整備)	平成 25～26 年度	約 4.7 億円

平成24年度
国の予算編成に対する要請書

平成23年7月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183